

多職種連携情報共有システムひらかたバイタルリンク利用規約

（目的及び定義）

第1条 本規約は在宅療養にある者の療養生活を支えることを目的に、多職種連携情報共有システムひらかたバイタルリンク（以下 本システムという）を利用する場合に遵守する事項について定めるものです。

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) S管理者は、枚方市医師会とします。S管理者は、事業所の利用申込及び誓約を行います。
- (2) 管理者とは、S管理者が承認した医療機関とします。
- (3) 利用者とは、S管理者との間で、利用者としての利用申込みと誓約を行い、S管理者が承認した医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー等の医療や介護の専門職が所属する医療機関又は事業所等とします。
- (4) 利用端末とは、本システムを利用する際に接続するパソコン、タブレット、スマートフォン等とします。

（適用）

第2条 本規約は、本システム利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

（利用登録・費用負担）

第3条 本システムに管理者または利用者として利用を希望する者は、S管理者の定める方法により利用を申請し、S管理者が承認上のシステム・アカウントを発行します。発行されたユーザーIDおよびパスワードは自己の責任において適切に管理するものとします。また、申請内容に変更が生じた場合には、S管理者が定める方法により申請し、S管理者の承認を受けることとします。システムの利用を中止する場合には、管理者または利用者がS管理者の定める方法により申請し、S管理者はこれを承認し、システム・アカウントを取り消すものとします。

本システム利用料はS管理者および管理者が負担します。利用者には、費用負担はありませんが、インターネットの回線使用料及びインターネット環境を維持するための費用は発生します。

（業務情報保持）

第4条 本システムを利用するにあたり、法令および諸規定を遵守するとともに、以下の情報の一切を、S管理者の許可なく開示、漏洩または使用しないこととします。

- (1) 本システムを利用して得られた患者情報
- (2) 本システムのシステム仕様およびサービス仕様

離職または管理者等を辞した後も、本システムに関する一切の情報をS管理者の許可なく、開示、漏洩または使用しないこととします。

（利用端末のセキュリティ）

第5条 本システムの利用にあたっては、利用する者の責任に於いて、以下のとおりセキュリティ対策を実施し、安全性の確保に努めることとします。

- (1) 適宜OS等のソフトウェアのアップデートを実施し、セキュリティを確保すること。
製品サポートが終了したソフトウェアは使用しないこと。

- (2) ウィルス対策ソフトを導入し、適宜ウィルスチェックを行うこと。またパターンファイル（ウィルス定義ファイル）を定期的に更新し、最新の状態を保つこと。
- (3) 原則、本システムの個人情報情報は利用端末に保存しないこと。但し、運用上必要な場合は、利用者の責任に於いて管理すること。

（利用端末の管理責任）

第6条 紛失、盗難、コンピュータウイルスの感染、外部からの不正なアクセス等により情報漏洩等があった場合には、利用者自らその責を負うものとします。

（アカウント・パスワード管理）

第7条 アカウント・パスワードについては、以下の事項に留意し管理することとします。

- (1) 第3者に、自分のユーザーアカウントを不正に利用されないよう本システムのアカウントおよびパスワードを適切に管理すること。
- (2) 利用が終わった場合や、利用端末から離れる場合はログアウトすること。
- (3) 自身の氏名や生年月日等、類推しやすいパスワード設定は避けること。
- (4) やむを得ず個人の端末にインストールした場合、退職や退職の際に事業所の責任においてアンインストールを行い、パスワードを変更する等対策を講じること。

（無線LANに関する事項）

第8条 公衆無線 LAN※を使用しないこと。

公衆無線 LAN しか使用できない環境にある場合は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で定める基準に則り、WPA2-AES、WPA2-TKIP等、通信が暗号化されているものを使用すること。

※公衆無線LAN・・・店舗や宿泊施設、公共施設などに設置されたアクセスポイントを通じて、不特定多数の人が、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などを無線でインターネットにつなげるサービスのことを指す。

（利用取り消し）

第9条 S管理者は、管理者及び利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を取り消すことができます。

- (1) 本規約の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等に違反したとき。
- (3) 患者情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告等にもかかわらず改善が認められないとき。

（本人への同意取得について）

第10条 管理者又は利用者は、個人データの取り扱いに関する療養者本人の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療関係事業者が、療養者に医療サービスを提供するために必要な利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者に個人データを提供することについては包括的な本人の黙示による同意を得ていると判断することができるが、疾病の内容等によって、あらかじめ本人の明確な同意を得ることが好ましい場合は書面等による本人の同意を得なければならない。

(2) 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準によりサービス担当者会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得なければならないと規定されており、これに準拠しなければならない。

(3) 「改正個人情報保護法」に定められたとおり、療養者の病歴等医療介護にかかる情報は、特に「要配慮個人情報」として厳格な管理を要し、本人の同意を得ない第三者提供(オプトアウト)は禁止されている。(同法2条第3項)

(本人からの求めによる保有個人データの開示について)

第11条 医療・介護関係事業者は、療養者本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面等の提供方法により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければなりません。ただし、個人データを開示することで業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合など法令等に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができます。

(損害賠償)

第12条 本規約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって、患者または患者家族のプライバシーその他の権利を侵害するなどの損害を与えた場合には、管理者及び利用者自らの責により賠償することとします。

(利用規約の変更)

第13条 S管理者は、必要と認めるときは、その裁量により、管理者及び利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更または新たな条項の追加をすることがあります。

(災害時等緊急運用について)

第14条 S管理者は、災害等、緊急性の高い事案が起こった時に限り、その裁量により、管理者及び利用者に対する事前の通知を行うことなく、安否確認および療養の継続、避難先の確認等のために、緊急搬送先医療機関、行政機関等と情報共有する場合があります。

附則

本規約は令和8年1月29日から施行する。

本規約は令和8年9月1日から施行する。